証券コード6347
平成28年６月９日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
**株式会社　プ　ラ　コ　ー**
代表取締役社長　黒　澤　秀　男

# 第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年６月28日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申しあげます。**

敬具

記

1. **日　　時**　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　埼玉県さいたま市岩槻区太田３丁目１番１号
さいたま市民会館いわつき（５階会議室）

開催場所が第55期定時株主総会とは異なりますので、末尾の株主総会会場略図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意下さい。

3. **会議の目的事項**

**(1) 報告事項**　第56期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、計算書類報告の件

**(2) 決議事項**

〈会社提案（第１号議案から第２号議案まで）〉

**第１号議案**　取締役５名選任の件

**第２号議案**　監査役２名選任の件

〈株主提案（第３号議案から第４号議案まで）〉

**第３号議案**　取締役５名選任の件

**第４号議案**　監査役１名選任の件

4. **招集にあたっての決定事項**

(1)賛否の表示が無い議決権行使書用紙の取扱いについて

各議案について賛否の表示が無い議決権行使書用紙が提出された場合には、会社提案に「賛成」、株主提案に「反対」の表示があったのもとして取り扱わせていただきます。

(2)議決権不統一行使に際してのご通知方法

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社までご通知ください。

(3)代理人による議決権行使

代理人によって議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面(委任状)、及び②株主様の議決権行使書用紙その他株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様１名とさせていただきます。

## 5. 議決権行使にあたってのご注意

本株主総会におきましては、前記3.のとおり株主提案（第３号議案（取締役５名選任の件）及び第４号議案（監査役１名選任の件）がなされています。これらの株主提案については、当社取締役会は反対しております（詳細は参考書類26-27頁に記載しております)。

株主提案は、利益を生み出す事業内容・社内体制への転換を実現させてきた現取締役及び監査役から、これまで当社経営に全く関与していなかった取締役候補者及び監査役候補者への全面的な交替を内容としています。これは、当社が築いてきた主要顧客、取引先及び金融機関との人的信頼関係や、従業員との協働体制を、白紙に戻すことを意味しますが、主要顧客、取引先との継続的な取引関係や、金融機関からの融資の継続なくして、当社の事業を存続させることはできません。

したがいまして、当社の事業を存続・継続させ、利益を拡大させるという株主共同の利益を確保するため、当社取締役会は、上記株主提案に反対しております。

なお、当社定款では取締役の上限員数を９名以内及び監査役の上限員数を４名以内と定めております。それぞれ取締役５名の選任を提案する会社提案の第１号及び株主提案の第３号議案は、両議案の全ての取締役候補者が選任された場合には定款に定められた取締役の上限員数を超えることとなりますから、両議案は両立しない議案です。監査役２名の選任を提案する会社提案の第２号及び監査役１名の選任を提案する株主提案の第４号議案も、当社には既に仮監査役を除いた２名の監査役が在任しておりますので、両議案の全ての監査役候補者が選任された場合には定款に定められた監査役の上限員数を超えることとなりますから、これら両議案も両立しない議案です。議決権行使にあたっては、会社提案又は株主提案のいずれかに賛成し、他方には賛成しないなどの方法によって賛否を示してくださいますようお願い申し上げます。万一、会社提案及び株主提案の両議案に賛成し、９名を超える取締役候補者・２名を超える監査役候補者に賛成する議決権行使がなされた場合には、無効として取り扱わせていただきますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。
◎　招集通知添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.placo.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績の回復や雇用情勢の改善などにより、景気は緩やかな回復基調にあるものの、原油価格の下落や年明け以降の急速な円高・株安など、先行き不透明な状況は続いております。

当社の関係するプラスチック加工業界は、原油価格の下落により、設備投資に積極的な動きが見られた一方で、安価な輸入品が増加しているため収益改善に至らず、既存設備の稼働率の向上や延命によって対応しており、設備投資の機運が高まらない状況も存在します。

このような状況下、当社におきましては、営業と生産部門の連携を強化し、営業体制の強化を図ることで採算性を重視した新規受注確保に努めました。

生産面では、高付加価値製品の研究・開発を進める一方で、海外外注生産の改善活動を推進させるとともに、国内仕入先と協力して生産性や品質の向上に努めました。仕入コスト、外注加工費の低減に加え、設計、加工段階での効率化が進んだ結果、生産コストは徐々に改善している状況にあります。

以上の結果、当事業年度における売上高は、前年より若干減少し34億５千７百万円となりました(前期比0.2%減)。利益面につきましては、上記施策による製造原価率の改善により、営業利益１億２千９百万円（前期比210.5%増)、経常利益１億２千５百万円（前期比75.1%増)、当期純利益９千２百万円（前期比75.9%増）となりました。

当期配当につきましては、繰越損失もありますので、株主の皆様には誠に不本意ながら引続き無配をお願い申しあげる次第でございます。

### (2) 事業別の概況

事業別の概況は、次のとおりであります。

（単位：千円）

| 部門 | 売上高 | | |
|---|---|---|---|
| | 金額 | 前期比増減 | 構成比 |
| インフレーション成形機事業 | 1,590,278 | △16.1% | 46.0% |
| ブロー成形機事業 | 1,265,398 | 29.6 | 36.6 |
| リサイクル装置事業 | 81,805 | △15.8 | 2.4 |
| メンテナンス事業 | 519,948 | 4.9 | 15.0 |
| 合計 | 3,457,430 | △0.2 | 100.0 |

① インフレーション成形機事業

インフレーション成形機事業につきましては、多層機を複数台納入することができましたが、大半が汎用機や押出機等の部品売上にとどまったため、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は15億９千万円(前期比16.1%減)となりました。

② ブロー成形機事業

ブロー成形機事業につきましては、「小型樹脂タンク用ブロー成形機」を納入した他、補助金制度を利用した「省エネルギーブロー成形機」や機械製品を多数納入した結果、当事業年度の売上高は前年と比べ増加しました。

この結果、売上高は12億６千５百万円(前期比29.6%増)となりました。

③ リサイクル装置事業

リサイクル装置事業につきましては、小型、中型破砕機数台の納入にとどまったため、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は８千１百万円(前期比15.8%減)となりました。

④ メンテナンス事業

メンテナンス事業は、部品等の販売・補修などでありますが、補修部品や工事等の受注が増え、当事業年度の売上高は前年と比べ増加しました。

この結果、売上高は５億１千９百万円(前期比4.9%増)となりました。

### (3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資の総額は４千１百万円であり、その主なものは当社本社工場のクレーン設備であります。

一方、資金調達については、期中に長期借入金として３億７千万円の借入を行ないました。また、平成28年２月29日に第１回期限前償還条項付担保社債２億円を発行いたしました。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (8) 財産及び損益の状況の推移

| 項目＼期別 | 第53期<br>(自 平成24年４月１日<br>至 平成25年３月31日) | 第54期<br>(自 平成25年４月１日<br>至 平成26年３月31日) | 第55期<br>(自 平成26年４月１日<br>至 平成27年３月31日) | 第56期(当期)<br>(自 平成27年４月１日<br>至 平成28年３月31日) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 2,952,240千円 | 3,076,969千円 | 3,465,014千円 | 3,457,430千円 |
| 経常利益 | 26,239千円 | 126,020千円 | 71,657千円 | 125,490千円 |
| 当期純利益 | 21,030千円 | 104,143千円 | 52,332千円 | 92,063千円 |
| １株当たり当期純利益 | 0円78銭 | 3円84銭 | 1円93銭 | 3円40銭 |
| 総資産 | 2,052,032千円 | 2,689,719千円 | 2,343,272千円 | 2,622,980千円 |
| 純資産 | 231,784千円 | 332,769千円 | 394,446千円 | 485,062千円 |

### (9) 会社の対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、政府による金融緩和策や補助金制度等の景気刺激策などにより景気の回復傾向が続いているものの、プラスチック原料などの価格下落による製品価格の伸び悩みにより、国内外市場とも依然として厳しい状況が続くものと予想しております。

プラスチック成形機部門では、品質・精度をさらに高め、高生産・高効率に加え省エネルギーの追求による他社との差別化と共に、新機能・高機能商品の拡販に向けて、プラスチック原料メーカーとの協力体制の構築により、化学技術の進歩に伴って登場する新しいプラスチック原料に対応する成形技術の確立や、新規用途分野に対応する新技術を適時に開発して参ります。

メンテナンス事業部門では、顧客のニーズに応じた改修工事等のバックアップ体制を強化し、販売拡大を図ります。

営業面では、国内は勿論、東南アジアを中心とする新興国市場を獲得するため、国際展示会への出展や国内外の商社を活用して市場の開拓と拡大を図ります。

生産面では、設計段階からの合理化や効率化を更に推進し、加えて海外調達、海外生産体制の見直しを行い、更なる高品質の追求とコスト低減を目指します。

また、人材育成にも一段と注力し、計画的な取り組みを継続して、企業体質の強化に全社をあげて鋭意努力していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

### (10) 主要な事業内容

プラスチック成形機械は、押出成形法によるインフレーション成形機及びブロー成形機であります。環境・リサイクル装置は破砕機を主力にしております。

また、それらに関連した各種機器類の製造、販売を行っております。

以上の機械、機器等は主に当社の考案、設計によるものです。

### (11) 主要な営業所及び工場

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1. | 本　社 | 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地 | |
| 2. | 営業所 | 本社営業部 | 埼玉県さいたま市岩槻区 |
| | | 名古屋支店 | 愛知県名古屋市名東区 |
| | | 大阪支店 | 大阪府吹田市 |
| | | 九州営業所 | 佐賀県鳥栖市 |
| 3. | 工　場 | 本社工場 | 埼玉県さいたま市岩槻区 |
| | | 掛川工場 | 静岡県掛川市 |

### (12)従業員の状況

| 区　分 | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|---|
| | 名 | | 歳 | 年 |
| 男　性 | 66 | 3名減 | 41.0 | 13.5 |
| 女　性 | 11 | ― | 44.7 | 10.5 |
| 合計又は平均 | 77 | 3名減 | 41.5 | 13.1 |

### (13)主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金残高 |
|---|---|
| | 千円 |
| ㈱日本政策金融公庫 | 358,270 |
| ㈱埼玉りそな銀行 | 163,715 |
| ㈱商工組合中央金庫 | 74,650 |
| ㈱三井住友銀行 | 62,502 |
| ㈱足利銀行 | 37,450 |

## 2. 会社の株式に関する事項

**(1) 株　式　数**　発行済株式の総数　27,099,641株(自己株式52,944株を除く。)

**(2) 株　主　数**　1,212名

**(3) 大　株　主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 千株 | % |
| 有限会社フクジュコーポレーション | 4,337 | 16.00 |
| 平原宏一 | 2,324 | 8.57 |
| 株式会社ＴＴＮコーポレーション | 1,182 | 4.36 |
| プラコー共栄会 | 1,119 | 4.12 |
| 安本匡宏 | 1,100 | 4.05 |
| 株式会社ビヨンド・エルエスアイ | 1,093 | 4.03 |
| セノーテ7号投資事業有限責任組合 | 954 | 3.52 |
| 日本証券金融株式会社 | 742 | 2.73 |
| 西村治彦 | 635 | 2.34 |
| 吉川愼太郎 | 623 | 2.29 |

**(4) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 黒澤秀男 | |
| 取締役 | 篠澤淨天 | |
| 取締役 | 平石昌之 | |
| 取締役 | 小沢剛司 | 小沢法律事務所所長 |
| 監査役（常勤） | 村越誠 | |
| 監査役 | 工藤啓介 | 工藤啓介法律事務所所長 |
| 監査役 | 野崎正 | さいたま法律事務所所長 |

（注）1. 取締役小沢剛司氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役工藤啓介氏及び野崎正氏は、社外監査役であります。
3. 監査役野崎正氏は、平成27年６月29日開催の第55期定時株主総会において、監査役選任議案を付議することができず、監査役に欠員が生じたため、平成27年７月31日にさいたま地方裁判所において、仮監査役として選任され就任しております。
4. 当期中における取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

平成27年6月29日付任期満了による退任
取締役　権田　和睦
監査役　西村　寛

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　５名　　48,270千円（うち社外取締役１名　2,070千円）
監査役　４名　　9,240千円（うち社外監査役３名　3,360千円）

（注）1. 上記の支給額には、平成27年６月29日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した２名分を含んでおります。
2. 上記の支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,880千円（取締役2,700千円、監査役180千円）を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

1. 取締役小沢剛司氏は小沢法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
2. 監査役工藤啓介氏は工藤啓介法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。
3. 監査役野崎正氏はさいたま法律事務所所長であります。同事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会等への出席状況及び発言状況

| 区 分 | 氏 名 | 出席状況及び発言状況 |
|---|---|---|
| 取締役 | 小沢 剛司 | 当期開催の取締役会19回のうち16回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。 |
| 監査役 | 工藤 啓介 | 当期開催の取締役会19回のうち16回に出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。 |
| 監査役 | 野崎 正 | 昨年７月の監査役就任後に開催された取締役会11回のうち８回に出席し、また、監査役会８回のうち７回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。 |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人ブレインワーク

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | | |
|---|---|---|
| ① | 当事業年度に係る報酬等の額 | 17,000千円 |
| ② | 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,000千円 |

（注）1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340 条第1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他業務の適正を確保する為の体制

① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役会は、それぞれの取締役が倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為を行わないよう、内部相互牽制体制を整備しております。また、株主・投資家の皆様への情報開示のため、社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報を迅速かつ正確に開示するなど、経営の透明性を高めるよう努めてまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報は文書保存規程に従い適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有しており、リスク管理部門として総務・経理部がリスク管理活動を統括し、規程の作成をいたしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

イ．定例の取締役会を月１回開催し重要事項について審議及び決定をします。

ロ．取締役会で決定された経営方針あるいは各種指示事項に従い、迅速かつ的確な業務執行機関として、取締役及び各部の責任者が出席する常務会を月１回開催し経営課題の解決策を決定し、それに従い処理をしております。

ハ．業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期的な経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定しております。

⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役会は、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為等について適用する内部通報制度を運用しております。

⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の体制

本年３月末日現在においては、当社に親会社、子会社は存在しておりません。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、今後、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会は監査役会と協議し、その意見を十分考慮して決定いたします。

尚、本年３月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき使用人を置くことについて求めておりません。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役補助者の人事異動について、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定いたします。

ロ．監査役補助者の賃金、その他報酬についても監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。

⑨　取締役及び使用人が監査役に報告をする為の体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

ロ．前項の報告、情報提供としての主なものは、次の通りといたします。

1.　当社の内部統制システム構築に係る進捗状況
2.　当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
3.　当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定
4.　当社の業績状況
5.　監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

イ．担当部門は、内部監査活動の状況と結果、その他の職務の状況を常勤監査役に遅滞なく報告する。

ロ．代表取締役と常勤監査役にて、随時意見交換を行う。

ハ．監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。

⑪　業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、内部統制の基本方針に沿って、内部統制の運用状況について重要な不備がないか定期的にモニタリングを行っております。併せて、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等の教育及び研修を実施しております。

**(2) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）　本事業報告中の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **1,910,073** | **流動負債** | **1,402,664** |
| 現金及び預金 | 664,426 | 支払手形 | 365,461 |
| 受取手形 | 234,334 | 買掛金 | 152,688 |
| 売掛金 | 730,701 | 一年以内償還予定の社債 | 28,600 |
| 製品 | 152,120 | 一年以内返済予定長期借入金 | 259,620 |
| 材料 | 37,866 | 未払金 | 45,475 |
| 仕掛品 | 64,965 | 未払法人税等 | 15,915 |
| 貯蔵品 | 879 | 未払消費税等 | 16,584 |
| 前払費用 | 827 | 未払費用 | 9,070 |
| 前渡金 | 15,207 | 前受金 | 435,900 |
| 未収金 | 5,687 | 製品保証引当金 | 32,243 |
| その他の流動資産 | 3,834 | 賞与引当金 | 21,376 |
| 貸倒引当金 | △777 | リース債務 | 11,391 |
| **固定資産** | **709,925** | その他の流動負債 | 8,336 |
| **有形固定資産** | **633,693** | **固定負債** | **735,252** |
| 建物 | 87,919 | 社債 | 171,400 |
| 構築物 | 573 | 長期借入金 | 460,087 |
| 機械及び装置 | 31,899 | 退職給付引当金 | — |
| 車輌及び運搬具 | 0 | 役員退職慰労引当金 | 16,545 |
| 工具器具及び備品 | 10,030 | リース債務 | 29,755 |
| 土地 | 477,453 | 再評価に係る繰延税金負債 | 57,464 |
| リース資産 | 25,817 | **負債合計** | **2,137,917** |
| **無形固定資産** | **15,055** | **純資産の部** | |
| 電話加入権 | 72 | **株主資本** | **363,309** |
| ソフトウェア | 14,983 | **資本金** | **1,332,945** |
| **投資その他の資産** | **61,177** | **資本剰余金** | **131,387** |
| 投資有価証券 | 56,690 | 資本準備金 | 131,387 |
| 長期未収入金 | 1,440 | **利益剰余金** | **△1,095,400** |
| 保証金 | 2,615 | その他利益剰余金 | △1,095,400 |
| 会員権等 | 13,010 | 繰越利益剰余金 | △1,095,400 |
| 破産更生債権 | 1,546 | **自己株式** | **△5,623** |
| その他の投資 | 101 | **評価・換算差額等** | **121,753** |
| 貸倒引当金 | △14,226 | **その他有価証券評価差額金** | **△9,437** |
| **繰延資産** | **2,981** | **土地再評価差額金** | **131,191** |
| 社債発行費 | 2,981 | **純資産合計** | **485,062** |
| **資産合計** | **2,622,980** | **負債及び純資産合計** | **2,622,980** |

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（自平成27年４月１日
至平成28年３月31日）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| 売　　上　　高 | | 3,457,430 |
| 売　　上　　原　　価 | | 2,700,009 |
| **売　　上　　総　　利　　益** | | **757,420** |
| 販売費及び一般管理費 | | 627,805 |
| **営　　業　　利　　益** | | **129,614** |
| 営　　業　　外　　収　　益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 735 | |
| 受　　取　　保　　険　　料 | 618 | |
| 受　　取　　補　　償　　金 | 5,044 | |
| 物　　品　　売　　却　　益 | 689 | |
| 為　　替　　差　　益 | 4,698 | |
| その他の営業外収益 | 2,552 | 14,338 |
| 営　　業　　外　　費　　用 | | |
| 支　　払　　利　　息 | 17,067 | |
| その他の営業外費用 | 1,395 | 18,462 |
| **経　　常　　利　　益** | | **125,490** |
| 特　　別　　損　　失 | | |
| 固　　定　　資　　産　　除　　却　　損 | 8,064 | |
| 減　　損　　損　　失 | 9,048 | 17,112 |
| **税　引　前　当　期　純　利　益** | | **108,378** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 19,215 |
| 法　　人　　税　　等　　調　　整　　額 | | △2,900 |
| **当　　期　　純　　利　　益** | | **92,063** |

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（自平成27年４月１日
至平成28年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | |
|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 平成27年４月１日残高 | 1,332,945 | 131,387 | 131,387 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 当期純利益 | | | |
| 自己株式の取得 | | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | | | |
| 平成28年３月31日残高 | 1,332,945 | 131,387 | 131,387 |

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | |
| 平成27年４月１日残高 | △1,193,611 | △1,193,611 | △5,545 | 265,175 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 当期純利益 | 92,063 | 92,063 | | 92,063 |
| 自己株式の取得 | | | △77 | △77 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 6,147 | 6,147 | | 6,147 |
| 事業年度中の変動額合計 | 98,210 | 98,210 | △77 | 98,133 |
| 平成28年３月31日残高 | △1,095,400 | △1,095,400 | △5,623 | 363,309 |

（単位：千円）

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成27年４月１日残高 | △5,049 | 134,320 | 129,270 | 394,446 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | 92,063 |
| 自己株式の取得 | | | | △77 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | △6,147 | △6,147 | ― |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | △4,387 | 3,018 | △1,369 | △1,369 |
| 事業年度中の変動額合計 | △4,387 | △3,128 | △7,516 | 90,616 |
| 平成28年３月31日残高 | △9,437 | 131,191 | 121,753 | 485,062 |

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品……個別法による原価法

原材料……移動平均法による原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

「評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております」

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、減損処理した資産については耐用年数を経済的残存使用年数、また、残存価額を耐用年数到来時点の正味売却価額としております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）を償却年数としております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

1)一般債権

貸倒実績率法によっております。

2)貸倒懸念債権及び破産更生債権

個別に回収可能性を勘案の上、貸倒見積額を計上しております。

② 賞与引当金……使用人及び兼務取締役に対する賞与金の支給に備えるため、支給実績を勘案の上、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑤ 製品保証引当金……検収後に保証期間のコストのうち将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれるものは、当該損失額を合理的に見積り、製品保証損失に備えるため、製品保証引当金を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 土地の再評価に関する法律の適用

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成13年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回っている額　　29,353千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　881,247千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物 | 67,569千円 |
| 土地 | 477,453千円 |
| 合計 | 545,022千円 |

担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 短期借入金 | 99,360千円 |
| 長期借入金 | 83,402千円 |
| 社債 | 200,000千円 |
| 合計 | 382,762千円 |

(4) 偶発債務

当社が納入した機械の性能不良、品質不良により、通常予想される金額以上の追加的補償が生じる可能性があります。

(5) 休止固定資産

有形固定資産には、以下の休止固定資産（期末帳簿価額）が含まれております。

| | |
|---|---|
| 建物 | 23,347千円 |
| 土地 | 209,453千円 |

3. 損益計算書に関する注記

(1) 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費　29,464千円

(2) 売上原価

期末たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の数字であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれています。　8,432千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | | |
|---|---|---|
| (1) 当事業年度末日における発行済株式の数 | 普通株式 | 27,152,585株 |
| (2) 当事業年度末日における自己株式の種類及び数 | 普通株式 | 52,944株 |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金、固定資産減損損失否認、賞与引当金の否認等であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社は、売掛債権について、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金・社債の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 664,426 | 664,426 | ― |
| (2) 受取手形 | 234,334 | 234,334 | ― |
| (3) 売掛金 | 730,701 | 730,701 | ― |
| (4) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 56,690 | 56,690 | ― |
| 資　産　計 | 1,686,153 | 1,686,153 | ― |
| (1) 支払手形 | 365,461 | 365,461 | ― |
| (2) 買掛金 | 152,688 | 152,688 | ― |
| (3) 長期借入金 （※１） | 719,707 | 721,026 | △1,319 |
| (4) 社債 （※２） | 200,000 | 200,000 | ― |
| 負　債　計 | 1,437,857 | 1,439,176 | △1,319 |

（※１） １年以内返済予定の長期借入金 259,620千円は、長期借入金 719,707千円に含めております。

（※２） １年以内償還予定の社債 28,600千円は、社債 200,000千円に含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金及び(2)受取手形、並びに(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は証券取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び(2)買掛金

これらの時価は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4)社債

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入をした場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、遊休資産として、静岡県掛川市において、工場用として使用していた不動産を所有しております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| 項　　目 | 貸借対照表計上額 | | | 決算日における時価 |
|---|---|---|---|---|
| | 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 | |
| 賃貸等不動産（土地） | 218,501 | △9,048 | 209,453 | 208,800 |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産(建物) | 25,199 | △1,851 | 23,347 | 24,000 |

（注）1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動減少は、減損損失　　9,048千円

3 時価の算定方法(1) 国内の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて不動産鑑定士により算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　17円90銭

(2) 1株当たり当期純利益　　3円40銭

9. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社土地の一部の不動産賃貸契約に基づき、土地の退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## 会計監査人の監査報告書　謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成28年５月21日

株式会社　プ　ラ　コ　ー
　取締役会　御中

監査法人ブレインワーク
代表社員
業務執行社員　公認会計士　小　林　俊　一　㊞

業務執行社員　公認会計士　津　谷　晴　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社プラコーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月1日から平成28年３月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ブレインワークの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月26日

株式会社プラコー　監査役会

常勤監査役　　村　越　　誠 ㊞

社外監査役　　工　藤　啓　介 ㊞

社外監査役　　野　崎　　正 ㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**議案及び参考事項**

〈会社提案（第１号議案から第２号議案まで）〉

**第１号議案**　取締役５名選任の件

取締役黒澤秀男、篠澤淨天、平石昌之、小沢剛司の各氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また経営陣強化のため取締役を１名増員することとし、新たに取締役５名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 黒澤　秀男（くろさわ　ひでお）<br>（昭和36年12月10日） | 昭和60年４月　当社入社<br>平成11年４月　当社本社営業部長<br>平成18年４月　当社購買部長<br>平成22年６月　当社取締役営業部長<br>平成23年７月　当社取締役<br>平成24年７月　当社常務取締役<br>平成26年７月　当社代表取締役専務<br>平成27年７月　当社代表取締役社長<br>現在に至る | 50,000株 |
| 2 | 篠澤　淨天（しのざわ　きよたか）<br>（昭和27年10月11日） | 昭和46年３月　当社入社<br>平成11年４月　当社生産本部技術部長<br>平成13年４月　当社生産本部購買部長<br>平成21年４月　当社生産本部生産管理部長<br>平成23年４月　当社生産部執行役員<br>（管理・購買・原価管理担当）<br>平成24年７月　当社取締役執行役員<br>（管理・購買・原価管理担当）<br>平成25年７月　当社取締役<br>現在に至る | 15,000株 |
| 3 | 平石　昌之（ひらいし　まさゆき）<br>（昭和40年10月13日） | 昭和59年４月　当社入社<br>平成14年４月　当社環境機械事業本部環境機械部長<br>平成15年10月　当社営業本部関東営業部担当部長<br>平成19年４月　当社営業本部営業統括部長<br>平成23年４月　当社営業部執行役員<br>（営業担当）<br>平成24年７月　当社取締役執行役員<br>（営業担当）<br>平成26年７月　当社取締役<br>現在に至る | 32,000株 |
| 4 | 小沢　剛司（おざわ　たけし）<br>（昭和42年９月10日） | 平成９年４月　弁護士登録（埼玉弁護士会）<br>平成９年４月　小宮法律事務所入所<br>平成12年10月　小沢法律事務所開設<br>平成22年６月　当社取締役<br>現在に至る | 0株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 5 | おばた　まさじ<br>小幡　雅二<br>（昭和22年６月４日） | 昭和48年４月<br>昭和54年６月<br>昭和54年６月<br>昭和58年５月<br>平成16年６月<br><br>平成17年４月<br>平成24年３月<br> | 検事任官（東京地方検察庁）<br>弁護士登録（東京弁護士会）<br>清水利男法律事務所<br>小幡雅二法律事務所開設<br>キョーリン製薬ホールディングス株式会社社外監査役<br>筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授<br>同定年退職<br>現在に至る | 0株 |

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小沢剛司氏は、弁護士として培われたコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を当社経営にいかしていただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、当社は、小沢剛司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 小幡雅二氏は、検事・弁護士として培われたコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を当社経営にいかしていただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、当社は、小幡雅二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 小沢剛司氏の当社社外取締役就任期間は本総会会終結の時をもって６年となります。

**第２号議案**　監査役２名選任の件

当社は、平成27年６月29日開催の第55期定時株主総会において、監査役選任議案を付議することができず、監査役の法定員数を欠くこととなったため、平成27年７月31日にさいたま地方裁判所において、仮監査役として野崎正氏が選任され就任いたしました。仮監査役の任期は本総会において監査役を選任するまでの期間となっておりましたので、あらためて監査役として野崎正氏の選任をお願いするものであります。また、監査体制を強化し法定員数を欠く状況が生じることを防ぐため、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。又両氏は社外監査役として選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | | 所有する当社株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | のざき　まさし<br>野崎　正<br>（昭和37年２月８日） | 平成６年４月<br>平成６年４月<br>平成12年10月<br>平成15年４月<br> | 弁護士登録（埼玉弁護士会）<br>石川博光法律事務所入所<br>さいたま法律事務所設立<br>埼玉弁護士会副会長<br>現在に至る | 0株 |
| 2 | いぐち　けんいち<br>井口　憲一<br>（昭和20年９月３日） | 昭和46年４月<br>昭和56年４月<br>昭和60年９月<br>平成２年４月<br>平成３年４月<br>平成６年７月<br>平成10年４月<br> | 警察庁入庁<br>西ドイツ日本国大使館一等書記官<br>宮城県警察本部警務部長<br>警察庁鑑識課長<br>鳥取県警察本部長<br>警察庁国際第一課長<br>社団法人全日本トラック協会常務理事<br>現在に至る | 0株 |

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 野崎正氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査役体制にいかしていただくため、社外監査役として選任するものであります。なお、当社は、野崎正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
3. 井口憲一氏は、警察庁等で培われた豊富な経験、幅広い知見等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任するものであります。なお、当社は、井口憲一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

〈株主提案（第３号議案から第４号議案まで）〉

第３号議案から第４号議案までは、株主提案によるものであります。

**第３号議案**　取締役５名選任の件

提案内容

井手和成氏(イデ カズシゲ)昭和20年１月17日生まれ、國枝博昭氏(クニエダ ヒロアキ)昭和26年２月21日生まれ、玉置修一郎氏(タマキ シュウイチロウ)昭和７年９月23日生まれ、友田純子氏(トモダ ジュンコ)昭和48年３月26日生まれ、南隆氏(ミナミ タカシ)昭和27年３月26日生まれの５名を新任取締役に選任する。

上記取締役候補者の略歴等

(注) 以下の略歴等は、提案株主から通知された情報をそのまま記載したものであります。

井手は、貴社の発行済株式４，３３７，０００株を保有する通知人の代表者です。((注)「通知人」とは提案株主のことです)

國枝は、東京工業大学教授として、技術開発等に関する見識を有しております。

玉置は、京都大学大学院を中退後、日本興業銀行（現みずほ銀行）に入行し、同行常務取締役を務め、民間企業の役員を歴任してきました。

友田は、青山学院大学経済学部を卒業後、出光興産株式会社に入社し、その後、民間企業の代表取締役を歴任してきました。

南は、東京大学法学部を卒業後、警察庁に採用され、内閣情報調査室内閣審議官を最後に退職いたしました。

取締役候補者の戦略

(注) 以下の戦略等は、提案株主から通知された情報をそのまま記載したものであります。

取締役候補者は、貴社の企業理念や、市場をリードする新機能・高品質・高付加価値商品の開発力に魅力を感じてきました。取締役候補者は、いずれも、業績拡大を目的に経営陣と一体となり、①主力事業の強化、②海外戦略の展開、③新領域ビジネスの創造を実践することが可能な人材です。加えて、新領域分野でのビジネスの創造を行い、既存の事業資産を活用しながら相乗効果が期待される新事業を策定し、収益獲得の柱として成長させていく所存です。

取締役候補者は、会社経営の基本方針とされる適正利益の確保と企業の発展、株主への配当を実現して社会貢献できる企業を目指します。

**第４号議案**　監査役１名選任の件

提案内容

石川達紘氏(イシカワ　タツヒロ)昭和14年４月４日生まれを新任監査役に選任する。

上記監査役候補者の略歴等

(注) 以下の略歴等は、提案株主から通知された情報をそのまま記載したものであります。

石川は、東京地方検察庁検事正、名古屋高等検察庁検事長等を歴任し、検事退官後は弁護士登録を行い、著名企業の取締役、監査役を歴任し、会社の監査業務に精通しております。

**株主提案（第３号議案及び第４号議案）に対する取締役会の反対意見**

当社取締役会は、株主共同の利益を確保するため、上記第３号議案（井手氏ら取締役５名選任議案）及び第４号議案（石川氏監査役選任議案）に反対いたします。

当社は、現取締役・監査役を中心に、従業員と一体となって、過去に生じた諸問題を克服し、収益体制を強化し、利益を拡大する方向へと転換させ今期に至りました。多くの企業が利益率の向上に苦しむ昨今の経済状況において、主にプラスチック加工業界における設備投資に関連する中小企業である当社が、営業利益を前期比210.5%増加させ、当期純利益を前期比75.9%させ、配当可能利益を生み出す方向に転換することができたのは、現取締役・監査役及び従業員が、まさに全社一体となって邁進し、主要顧客、取引先及び金融機関からの信頼を得て協働し、株主共同の利益を図るべく業務を遂行してきた成果です。

仮に、株主提案のとおり、突然、現経営陣から、これまで当社経営に関与していなかった取締役候補者及び監査役候補者に交替した場合には、当社の事業及び関連する業界について全く経験、知識及び信頼関係・人脈のない方々が経営にあたることとなりますから、これまで積み上げてきた主要顧客、取引先との信頼関係、金融機関との信頼関係も、従業員と一体となった業務遂行体制も、無くなることを意味します。その場合には、従来とは全く異なる経営陣が事業を開始することになりますから、主要顧客、取引先及び金融機関との人的信頼関係や、従業員との業務遂行体制を一から構築し直す必要が生じます。

当然のことながら、設備投資を中心とする当社の主要顧客、取引先である企業及び金融機関は、当社業務を理解・熟知した現経営陣をご信頼のうえで取引関係・融資を継続していたのですから、株主提案の別の経営陣への交替は、主要顧客、取引先との関係及び金融機関との関係が、一度、完全に白紙に戻ります。当社のような中小企業におきましては、継続的な主要顧客、取引先との関係及び金融機関からのご支援なくして事業継続は不可能であり、株主提案の可決は、当社の従来どおりの事業継続を事実上不可能とすることは明らかであり、株主共同の利益を損なうことは明らかです。

付言すると、提案株主は、株主提案の通知書において、既存の事業に加え新領域分

野でのビジネスの創造を行うと提案書において述べていますが、その事業内容は明らかではありません。経済状況の先行きの不透明な情勢の中で、金融機関が当社に融資してくださるのはプラスチック加工業界などにおける長年の当社の実績及び経験・評判を考慮していただいてのものであり、経営リスクを伴う新規事業に進出する場合には、融資は継続できないとされています。

ご出資いただいている株主の皆様がご存知のとおり、当社は、長引く不況の中でも設立以来、第57期事業年度を迎えた歴史及び業界における知名度のある実績の豊富な企業であり、既存の事業との相乗効果の見込める新事業の展開を行うのであれば、既存事業の強みも課題も熟知した現経営陣が従業員と協働し、金融機関とも十分な意見交換・情報交換を行い、融資継続を受けることが大前提です。如何に歴史・実績及び業界における知名度のある当社とはいえ、主要顧客、取引先との取引継続及び金融機関からの支援なくして事業の存続は不可能であり、現経営陣の主要顧客、取引先及び金融機関との人的信頼関係は当社の事業継続に不可欠です。

株主提案のとおりに取締役及び監査役の交替がなされた場合は、主要顧客、取引先及び金融機関との関係を断ち切ることとなりますから、当社の事業の存続が危機に陥ることは必至といえます。

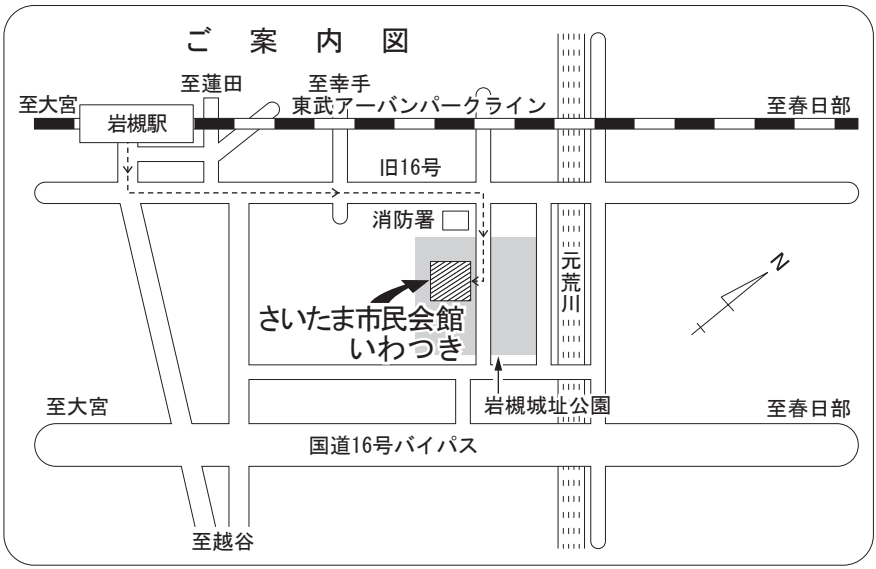
上記のとおり、当社の事業を存続させ、株主共同の利益を守るため、当社取締役会は、株主提案の第３号議案及び第４号議案には反対であることを表明いたします。

以　上

# 株 主 総 会 会 場 略 図

会　　場　　さいたま市民会館いわつき（５階会議室）
埼玉県さいたま市岩槻区太田３丁目１番１号
電話番号　　(048)―756―5151（代表）

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようにご注意下さい。




最寄り駅
東武アーバンパークライン　岩槻駅下車

当日は午前９時より岩槻駅前に送迎用車輌を
準備いたしますのでご利用下さい。